

(資料提供)	
令和6年1月6日	
課名	食品生活衛生課
担当者	湯藤
電話	082-513-3104 (直通)
内線	3106

食中毒の発生について

1 概要

令和6年1月4日(木)午後1時頃、安芸郡坂町の特別養護老人ホームから西部保健所広島支所に「1月2日(火)から3日(水)にかけて発熱、下痢の症状を呈した入所者が複数名いる」旨の連絡があった。

調査の結果、当該施設の入所者11名及び同じ給食を喫食している別の特別養護老人ホームの入所者6名が食中毒様の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は給食に限られていること、有症者検便よりサルモネラ属菌が検出されたこと、診察した医師から食中毒患者届が提出されたことから、給食を原因とする食中毒と判断し、本日午後4時15分にこれらの施設へ給食を提供した施設に対して、調理業務の禁止処分を行った。

なお、当該給食施設は1月5日(金)夕食から調理業務を自粛している。

2 発生日時 令和6年1月2日(火)午前4時40分(最初の患者の発症日時)

3 有症者数等 特別養護老人ホームA 11名、特別養護老人ホームB 6名(合計 17名)
(男1名、女16名)、(60歳代~100歳代)
うち受診者 13名(重症者なし)

4 主症状 下痢、発熱

5 原因施設

- (1) 名称 広島県済生会福祉総合センター
- (2) 業種 集団給食施設
- (3) 所在地 安芸郡坂町北新地2丁目3番10号
- (4) 提供食数 1回130食程度

6 原因食品 調査中

7 病因物質 サルモネラ属菌

8 西部保健所広島支所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
- (2) 給食施設への立入調査
- (3) 調理業務の自粛要請(1月5日午後5時)
- (4) 検体(調理従事者便、検食、施設の拭取り)の採取及び検査
- (5) 調理業務の禁止処分(1月6日午後4時15分)

《報道機関へのお願い》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱と適切な保存、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。